

## 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程（案）

### （通則）

第 1 条 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）に基づきエネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付要綱（20240305 財資第 3 号。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

### （交付の目的）

第 2 条 補助金は、民間企業等が水素等の供給基盤構築の実現可否の判断に必要な情報の整理及び分析を行うための実現可能性調査事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費を助成することにより、水素等の大規模な利用ニーズ創出とスケールメリット獲得を通じ、経済的・効率的かつ自立的発展が可能なサプライチェーンの構築を図ることを目的とする。

### （交付の対象及び補助率）

第 3 条 コンソーシアムは、間接補助事業を行うもの（以下「間接補助事業者」という。）が間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてコンソーシアムが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 間接補助事業（日本国内で間接補助事業者が水素等の供給設備の設置予定候補地及び供給予定先企業等の候補を設定すること。）において、2030 年度（令和 12 年度）までに低炭素水素等の供給開始を目指し、水素等の大規模利用拡大に資する、様々な事業者に広く裨益する共用設備等の供給基盤構築の実現可否の判断に必要な情報の整理及び分析を行うための実現可能性調査事業（FS）に要する経費の一部とする。ただし、水素等の供給基盤構築検討段階での基礎調査や設計に向けた要件整理等が対象となり、設計（基本設計、詳細設計）、実証事業、設備調達及び建設工事は対象外とする。

3 補助率は 1 / 3 以内とする。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書にコンソーシアムが定める書類を添えて、コンソーシアムに提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 交付申請の具体的な手続き及び期間等については、コンソーシアムが別に定めるところによる。

(交付決定の通知)

- 第5条 コンソーシアムは、前条第1項の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めた時は、交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 前条第1項の規定による申請書等が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 コンソーシアムは、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 コンソーシアムは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第6条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にコンソーシアムに書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第7条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び全ての証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の終了後5年間、コンソーシアムの要求があったときはいつでもその閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - (7) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (4) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 コンソーシアムは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、別紙2に準じて届出書を作成し、コンソーシアムに届け出なければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項又は前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、コンソーシアムの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 コンソーシアムは、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者はコンソーシアムから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 間接補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をコンソーシアムの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただ

し、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 コンソーシアムが第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者がコンソーシアムに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、コンソーシアムは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者がコンソーシアムに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）コンソーシアムは、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）コンソーシアムは、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、コンソーシアムが行う弁済の効力は、コンソーシアムが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （事故の報告）

第11条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第5）をコンソーシアムに提出し、その指示を受けなければならない。

#### （状況報告）

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び支出状況についてコンソーシアムの要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書をコンソーシアムに提出しなければならない。

#### （実績報告）

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を、コンソーシアムに提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、コンソーシアムは期限について猶予することができる。
- 3 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 コンソーシアムは、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条第1項に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。
- 2 コンソーシアムは、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、間接補助事業者は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をコンソーシアムに納付しなければならない。
  - 4 コンソーシアムは、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による補助金精算(概算)払請求書をコンソーシアムに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかにコンソーシアムに報告しなければならない。
- 2 コンソーシアムは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 コンソーシアムは、第8条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若

しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、法令、本交付規程又は法令若しくは本交付規程に基づくコンソーシアムの処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 コンソーシアムは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 コンソーシアムは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第18条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等明細表を添付しなければならない。

4 コンソーシアムは、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をコンソーシアムに納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、一定期間その処分を行ってはならない。

2 前項の規定による財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）の別表一を準用する。

3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書をコンソーシ

アムに提出し、その承認を得なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第20条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則 (令和 年 月 日制定)

この交付規程は、経済産業大臣の承認を受けた日(令和 年 月 日)から施行し、令和6年度予算に係る補助事業から適用する。

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき



(様式第1)

補助金交付申請書

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム  
代表 殿

申請者 住 所  
事業者名  
代表者名

住 所  
事業者名  
代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 申請者（連名の場合は代表法人）の法人番号（13桁）
2. 間接補助事業の名称
3. 間接補助事業の目的及び内容
4. 間接補助事業の開始予定日及び完了予定日
  - (1) 開始予定年月日 令和 年 月 日
  - (2) 完了予定年月日 令和 年 月 日
5. 補助金交付申請額
  - (1) 間接補助事業に要する経費 円

- (2) 補助対象経費 円
- (3) 補助率 1 / 3
- (4) 補助金交付申請額 円

(別紙 1)

役員等名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケンリン ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

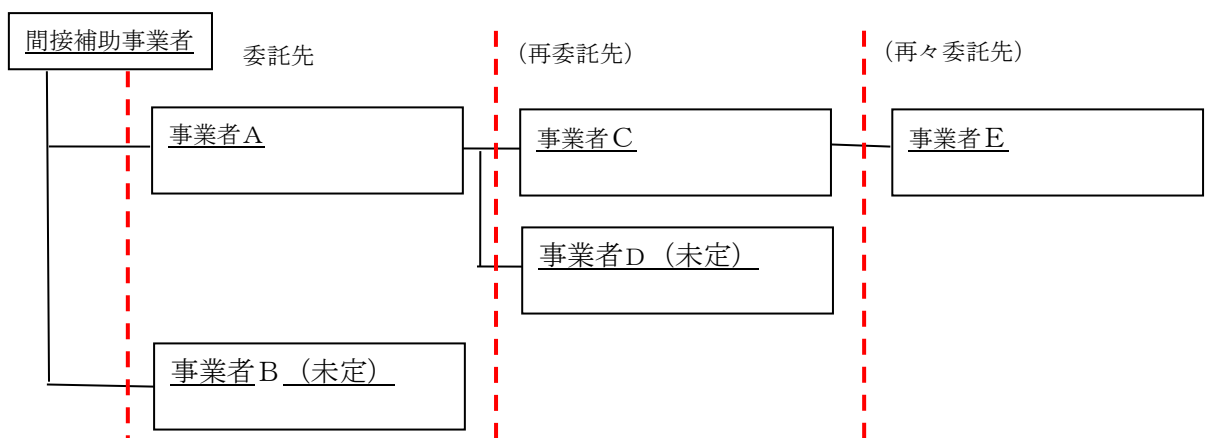
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(別紙2)

### 実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A（	委託先	東京都〇〇区……	※算用数字を使用し、 円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者D未定 （再委託先）	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃



#### 【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 間接補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

(様式第2)

## 実施計画書

### 1 間接補助事業の名称

### 2 調査内容

#### (1) 調査目的

※実施体制（予定）を記載すること。その際、代表予定者に◎をつけること

※水素等の供給設備の設置予定候補地及び供給予定先企業等の候補、供給開始時期の見込も含めること

#### (2) 検討中の拠点整備計画案

※既存の調査結果やこれまでの調整状況を記載すること。また、今後の方針についても併せて記載すること

※水素アンモニア政策小委員会等 中間取りまとめ（令和6年1月29日公表）の「拠点整備支援における中核となる条件」に記載の満たすべき中核となる条件及び総合評価項目との関係を整理すること

#### (3) 検討中の拠点整備計画に係る現状分析及び今後の方針

①鉄・化学等といった代替技術が少なく転換困難な分野・用途に関し、新たな設備投資や事業革新を伴う形での原燃料転換も主導する取組の予定（波及効果、拡張性の大きさ含む）

②低炭素水素等の供給及び利用に関する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与すると考えられる取組を行う予定（既存産業の産業競争力強化、産業競争力強化に資する製品・技術の活用も含む）

#### ③効率的な脱炭素技術の実装予定

※脱炭素技術の革新性・競争優位性も含めて記載すること

④現在検討している拠点整備計画のノウハウ等を活用して、新産業・新市場開拓のため、国内外で新たな関連事業を実施する等の取組の予定

#### ⑤経済的に合理的・効率的な手法での脱炭素資源の活用・インフラ整備予定

※拠点整備計画に係る工程や、コスト、インフラ整備方法などについて、これまで調査を実施していればその内容も記載すること。

※水素等の導入量／CO2削減量に対する投下資本（水素等の輸送・貯蔵に係る共用設備の整備費）の効率性の現状分析についても示すこと

※市場の将来を見据えた成長戦略に基づく、自立・支援額抑制のための事業者相応のリスク負担・工夫（環境価値等）の検討状況についても触れること

⑥地域経済への貢献予定

※地域の産業構造を踏まえた将来の道筋や具体的な地域経済への投資規模、雇用・訓練機会の規模について、これまで調査を実施していればその内容も記載すること

⑦2030年度（令和12年度）の水素等の供給予定又は目標（水素換算）

⑧拠点で供給される水素等の炭素集約度の見込や計測方法

※国際的な算定ルールと整合的な考えの下、国内の排出削減に資するかどうかの観点も踏まえて記載すること

⑨周辺地域の利用ニーズの立ち上がりや、カーボンリサイクル・CCUSを含む新規技術を柔軟に取り込める中長期的見通しを持ったインフラ整備の予定

⑩柔軟な拡張に資する用地の確保の状況

⑪地域間連携の可能性や、後発地域への展開可能性

⑫供給・輸送・利用等を担う関係者の特定状況と関係者間での合意形成に向けた方針及び調整状況（自治体（港湾管理者等）や周辺住民等との調整状況含む）

⑬2030年度までに整備する拠点を財産取得後10年以上維持していく見通し又は中長期的な自立に向けた見通し

※後続サプライチェーンの構築へとつながる先行的で自立が見込まれるプロジェクトであるかの観点も踏まえて記載すること

⑭保安計画の検討状況

（4）調査内容・調査結果の取りまとめ方針

※検討中の拠点整備計画の実現に向けた間接補助事業（申請事業）の位置づけを示すこと

※本補助を利用する調査事業と利用しない調査事業がある場合は、その違いを示すこと

※（３）での現状分析との対応関係を示すこと

### 3 調査実施後の結果の活用方法

#### （１）設計段階（基本設計・詳細設計）への活用方法

①設計に向けての課題

②設計への本調査結果の活用方針

#### （２）インフラ整備段階への活用方法

①インフラ整備実現に向けての課題

②インフラ整備への本調査結果の活用方針

### 4 調査実施方法

#### （１）調査実施詳細

#### （２）調査を効率的に実施するための工夫

#### （３）調査に支障が生じる場合の効果的な代替手段

#### （４）これまでの情報収集、検討結果

### 5 実施スケジュール

#### （１）間接補助事業の開始予定及び完了予定日

①開始予定年月日                      令和    年   月   日

②完了予定年月日                      令和    年   月   日

#### （２）間接補助事業の実施予定スケジュール詳細

（別表様式第１）に記載

#### （３）日程・作業手順等の工夫

### 6 実施体制

#### （１）調査実施組織、人員

※代表者に◎をつけること

(2) 情報収集・調査実施ノウハウや調査実績

(3) 調査協力体制

## 7 調査費用

(1) 調査費用内訳（実施方法ごと）

(2) 効率的かつ費用対効果の高い予算設定、予算配分の工夫

## 8 委託・外注の予定

(1) 委託・外注の内容

(2) 委託・外注費の比率と、50%を超えている場合はその理由

## 9 間接補助事業者及び事業実施事業所の概要

(1) 事業者名及び法人番号、事業実施事業所

事業者名：

法人番号：

事業実施事業所名及び所在地：

(2) 申請者の組織、人員体制

(3) 事業管理者の連絡先

①事業管理者の連絡先

②経理担当者の連絡先

## 10 資金計画

(1) 所要資金計画

①所要資金計画

（別表様式第2）に記載

②間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金申請額

（別表様式第3）に記載



- (2) 資金調達計画  
(別表様式第4)に記載

#### 1.1 温室効果ガス排出削減・GX実現の取組

- (1) GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組
  - ※(i) 国内における Scope1 (事業者自ら排出)・Scope2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関する排出削減目標を2025年度(単年度及び2023~25年度の3年間)・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。
    - (注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。
  - (ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

- (2) GX実現に向けた取組

#### 1.2 その他

- (1) 賃金引き上げ計画
  - ※幹事法人について賃金引き上げ計画があれば、その引き上げ時期及び給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率等
- (2) ワーク・ライフ・バランスの取組
- (3) 他の補助事業等との関係
- (4) 許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項
- (5) その他間接補助事業実施上問題となる事項

(別表様式第1)

間接補助事業の実施予定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

- (注) 1. 当該年度の実施スケジュールを記載してください。  
2. 間接補助事業の項目毎に記載してください。

(別表様式第2)

所要資金計画 (令和 年度)

◇補助対象経費明細

(単位：円)

積算内訳	金額
①人件費 内訳： ②旅費 ③会議費・謝金 ④備品費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦補助人件費 ⑧委託・外注費 項目：	
合計	

◇事業者の補助対象経費内訳

(単位：円)

事業者	事業費
合計	

- (注) 1. 所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。  
2. 積算内訳は、単価があるものは記載してください。

(別表様式第3)

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金申請予定額

(単位：円)

間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金申請額
		1/3	

(別表様式第4)

資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
補助金		
自己資金		
合計		

(注) 調達金額は、事業総額に係る間接補助事業に要する経費について記載する。

(様式第3)

令和 年 月 日

殿

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム  
代表

令和 年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）  
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のありました令和 年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）については、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる間接補助事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付申請書のとおりとします。

間接補助事業名：

管理番号：

2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとします。

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3. 実際に支払う補助金の額は、実績報告書に基づき確定した補助金の額とします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。

5. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 交付規程第17条第1項の規定による交付決定の取消し、第17条第2項の規定による補助金等の返還又は第17条第3項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第4)

令和 年 月 日

変更承認申請書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

住所  
会社名  
代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業所名		
間接補助事業名		
管理番号		
(変更の内容)		
(変更事由)		
(変更が補助事業に及ぼす影響)		
(変更前後の総事業費、補助対象経費、補助金の額の対比)		
	変更前	変更後
総事業費		
補助対象経費		
補助金の額		
(算出根拠)		



(様式第5)

令和 年 月 日

事故報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

住所

会社名

代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程第11条に基づき、間接補助事業の事故について、下記のとおり報告します。

記

事業所名	
間接補助事業名	
管理番号	
1. 事故の理由及び内容	
2. 事故に係る金額	
3. 事故が事業計画に及ぼす影響	
4. 事故に対してとった措置	
5. 事業の遂行及び完了の予定	

(様式第6)

令和 年 月 日

状 況 報 告 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

住所

会社名

代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業所名・間接補助事業名

事業所名	
間接補助事業名	
管理番号	

2. 補助事業の遂行状況

--

3. 補助対象経費に係る支出概要

	交 付 決 定 額	実 績 額
総事業費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円

- (注) 1. (別紙3) 補助対象経費実績内訳表を添付して下さい。  
2. (別紙4) 補助対象経費の資金調達実績表を添付して下さい。

(別紙3)

所要資金実績内訳表

契約会社名	契約件名	発注金額 (円)	うち、補助対象経費	発注日	検収日	支払完了日	備考
合 計							

(注) 工事請負書、領収書を添付して下さい。

(別紙4)

資金調達実績表

間接補助事業名：

管理番号：

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
自己資金	円
他の補助金及び利子補給金等	円
備考	

注) 他の補助金及び利子補給金等との関係がある場合は、必ず記載して下さい。

(様式第7)

令和 年 月 日

実績報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム  
代表 殿

住所  
会社名  
代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業所名・間接補助事業名

事業所名	
事業名	
管理番号	
事業完了日	令和 年 月 日
補助金交付決定日	令和 年 月 日

2. 補助対象経費に係る支出実績

補助対象経費の区分		交付決定額	実績額
総事業費		円	円
補助対象経費		円	円
合 計		円	円

補助金の額	交付決定額	実績額
	円	円

- (注) 1. (別紙3) 補助対象経費実績内訳表を添付して下さい  
2. (別紙4) 補助対象経費の資金調達実績表を添付して下さい  
3. 間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な(別紙2)実施体制図を添付して下さい

(様式第8)

令和 年 月 日

補助金精算(概算)払請求書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム  
代表 殿

住所  
会社名  
代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(水素等供給基盤整備事業)交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

事業所名	
間接補助事業名	
管理番号	
精算(概算)払請求額	円
算出根拠(概算払いのみ)	
概算払を必要とする理由 (概算払のみ)	
補助金振込先	金融機関名
	支店名
	預金の種別
	口座番号
	預金の名義

(注) 請求金額の算出内訳(概算払のみ)を添付して下さい。

(様式第9)

令和 年 月 日

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム  
代表 殿

住所  
会社名  
代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程第16条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

(事業所名)	
(間接補助事業名)	

1. 補助金額（交付規程第14条第1項による額の確定額）  
金 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
4. 補助金返還相当額  $:=$  (上記3.)  $-$  (上記2.)  
金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付して下さい

(様式第10)

取得財産等管理台帳

取得財産番号	区分	財産名	規格	単価 (円)	数量	金額 (円)	取得 年月日	処分制限期 間(年)	保管場所	補助率	備考

- (注)
1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程書第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする
  2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
  3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
  4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
  5. 処分制限期間は、本交付規程19条第1項に定める期間を記載すること。



(様式第 1 1)

取得財産等明細表(令和 年度)

取得財産番号	区分	財産名	規格	単価	数量	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 19 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第 19 条第 2 項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

令和 年 月 日

財産処分承認申請書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム  
代表 殿

住所  
会社名  
代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程第19条第3項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分の内容

(事業所名)	
(事業名)	
(処分の内容)	別紙5のとおり
(処分の相手方)	住所
	氏名又は名称
	使用の場所
	使用の目的等

(別紙5)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	処分予定日	備考

- (注) 1. 処分の方法としては売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。  
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。  
3. 有償・無償の別を備考に記載すること。